

栃木市議会政治倫理条例

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者である市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立に努めることにより、市民の信頼に応え、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第2条 議員は、市政に携わる権能と責任を自覚し、市民の信頼に値する高い倫理観を持つとともに、その使命の達成に努めなければならない。

（政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 常に人格と倫理の向上に努め、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むこと。
 - (2) 権限又は地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市、市が設立した公社又は市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは拠出している法人が行う工事等の請負契約（下請工事を含む。）、業務委託契約又は物品納入契約及び指定管理者の指定、許可、認可その他市の機関が行う処分等に関し、特定のものを推薦し、又は紹介する等有利又は不利となる取り計らいをしないこと。
 - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 市職員の採用、昇格及び異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
 - (6) 政治活動又は職務に対し、企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等（後援団体が受けるものを含む。）を受けないこと。
 - (7) 市から補助を受けている団体の役員に就任しているときは、選挙等の支援を受けるためにその地位を利用しないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(審査の請求)

第4条 市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する本市に選挙権を有する者をいう。第12条第2項において同じ。）及び議員は、議員が政治倫理基準に違反する事実があると認めるときは、議長に当該事実に関する審査を請求することができる。

2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）を行うときは、市民にあっては本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の200分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては4人以上の者の連署をもって、その代表者が審査請求書に当該違反に係る事実を証する書類等を添えて、議長に提出しなければならない。

3 審査請求は、政治倫理基準の違反のあった日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めたときは、この限りでない。

(審査会)

第5条 議長は、審査請求を受けたときは、速やかに栃木市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に係る事項の審査を求めなければならない。

2 審査会は、10人以内の委員をもって構成する。

3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。この場合において、議長は、審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査請求を行った議員を委員に指名しないものとする。

4 審査会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

5 審査会の委員の任期は、当該審査会の審査の結果を議長に報告した日までとする。

6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の審査等)

第6条 審査会は、前条第1項の規定により議長から審査を求められたときは、審査請求の適否又は政治倫理基準に違反する行為の存否について審査し、その審査の結果（以下「審査結果」という。）を議長に報告するとともに、必要な措置を勧告することができる。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員その他必要と認める者に

対し、意見を聴く等の調査を行うことができる。

3 審査会は、審査対象議員に弁明の機会を与えなければならない。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

（議員の協力義務）

第7条 審査対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席し意見を述べなければならない。

（議長の措置）

第8条 議長は、審査結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査結果を議会に報告するとともに、審査請求を行った者及び審査対象議員に対し、審査結果を通知しなければならない。

2 議長は、審査結果の報告を尊重し、政治倫理基準に違反する行為をしたと認められる審査対象議員に対し、議会の品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、勧告その他必要な措置を講じなければならない。

3 議長は、審査会の審査結果の概要を議会広報紙により公表しなければならない。

（議長職務の代理）

第9条 この条例に規定する議長の職務については、議長が審査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長が審査の対象となったときは年長の議員が、その職務を代理するものとする。

（資産等報告書の提出）

第10条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、議長が別に定めるところにより、審査対象議員に対し、資産等報告書の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項の資産等報告書の提出があったときは、これを公表することができる。

（虚偽報告等の公表）

第11条 議長は、審査結果に、資産等報告書の提出の遅滞、虚偽の報告又は審査に協力しなかった等の内容があったときは、その旨を速やかに公表しなければならない。

(職務関連犯罪宣告後における釈明)

第12条 議長は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで又は第198条に規定する贈収賄罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に規定する公職者あつせん利得その他議員の職務に関連する犯罪（以下これらを「職務関連犯罪」という。）により議員が有罪の宣告を受けた後、引き続き当該議員の職に留まろうとするときは、市民に対する説明会（以下「説明会」という。）を開かなければならない。この場合において、当該議員は、説明会に出席するとともに、釈明しなければならない。

2 市民は、説明会において、当該議員に質問することができる。

3 説明会の開催の手續その他説明会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第13条 職務関連犯罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定した議員は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条、第11条の2若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により失職する場合を除き、市民全体の奉仕者としての品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、辞職の手續を講ずるものとする。

(条例の見直し)

第14条 議会は、社会的倫理観の変化等により、この条例の改正の必要が生じたときは、速やかに当該改正の手續きを講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。